

# S S S 通信

## 新型コロナウイルス感染症に関する支援・特例等について

政府は、全国を対象とした緊急事態宣言を発出しました。それに伴い様々な助成制度や特例制度が公表されています。しかし、施策の実施が確定したものと未確定なものなど状況が様々です。

「助成金・給付金」・「金融支援」・「税制」に分けて、本日現在の情報を整理しました。

### 《助成金・給付金》

#### 雇用調整助成金

労働者の雇用を維持しながら休業等させた場合、休業手当等の90%(中小企業)を助成する。

申請から給付までの期間を1か月に短縮し申請書類を簡素化。

なお、計画届は6月30日までの事後提出が可能。対象事業者＝全業種

#### 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(事業者向け)

小学校等が臨時休校し、その保護者が仕事を休んだ場合の事業者向けに創設された助成金。

年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し助成される。

(注:雇用保険適用事業者であること。)

#### 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(委託を受ける個人事業者向け)

小学校等の臨時休校により、子の世話のため契約した仕事ができなくなった保護者への助成金。

就業できなかった日について、1日当り4,100円(定額)。

#### 健康保険からの傷病手当金

新型コロナウイルス感染症で下記要件を満たすと傷病手当金の対象となる。(社員個人)

- ① 業務以外の事由による病気やケガの治療のため休業
- ② 仕事に就くことが出来ないこと
- ③ 連続する3日間を含み、4日以上仕事に就けなかったこと

#### 持続化給付金(国、詳細未確定)

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける事業者に対する事業継続のための給付金。

支給対象 資本金10億円以上の大企業を除く、フリーランスを含む全事業者。

(医療法人・農業法人・NPO法人等を含む。)

支給要件 新型コロナウイルスの影響により売上が前年同月比で50%以上減少した場合

給付金額 法人200万円、個人事業者は100万円

＊ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

売上減少分の計算 前年総売上高－(前年同月比△50%月の売上×12ヶ月)

4月最終週を目途に確定・公表予定。

経済産業省、中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183(平日・休日9:00~17:00)

## 中小企業等への支援金(千葉県)

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が前年比半分以下になった県内中小企業に最大30万円を支給する。

対象は個人事業主を含む中小企業で業種は限定しない。

5月上旬から申請を受け付ける。県の休業要請に応じない場合は支援策を適用しない。

## 感染防止協力金(東京都)

休業要請に応じた事業者に対し、協力金として50万円(2店舗以上は100万円)を支給する。

申請受付が4月22日から開始。(4月補正予算が都議会を可決する事が前提。)

## 《金融支援》

千葉県と日本政策金融公庫が発表している「新型コロナウイルスの影響に対する金融支援」を添付資料として参考ください。

### ①新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)

売上高が5%以上減少。追加要件を満たせば実質無利子、無担保。

### ②セーフティネット5号(民間金融機関、各信用保証協会)

売上高が5%以上減少。信用保証協会が80%を保証。要件を満たせば無利子の対象。

### ③セーフティネット4号(民間金融機関、各信用保証協会)

売上高が20%以上減少。信用保証協会が100%を保証。無利子の対象。 など

## 《税制》

### 申告期限の延長

法人税・消費税等・源泉所得税等について、新型コロナウイルス感染症の影響により法定申告期限までに提出ができない場合、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」とそれぞれの申告書等、所定箇所に記載のうえ提出することによって延長が認められる。

### 納税猶予の特例制度(法案が可決した場合)

- 要件… ① 事業等収入が前年同期に比し概ね20%以上減少していること  
② 一時に納税することが困難であること

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての税目が対象

\* 既に納期限が過ぎている未納国税についても遡って特例適用が可能

### 消費税の課税選択の変更に係る特例(法案が可決された場合)

法案の施行後に申告期限が到来する課税期間については、「消費税課税事業者の選択」や「課税事業者選択の取りやめ」をすることができる。

その他、地方税においても、徴収猶予制度の特例や、償却資産・事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が講じられる予定。



支えたい企業がある  
スリーエスグループ

# 税理士法人スリーエス

千葉市中央区中央2-7-2

電話:043-308-0351(代表)

東京都中央区京橋2-12-4 光和ビル7階

電話:03-5159-6021